

貸借対照表貸方区分に関する一考察

—新たな貸方区分によるわが国会計への影響—

引 地 夏 奈 子

I はじめに

企業の経済活動や資金調達のグローバル化に伴い、近年負債と資本¹⁾両方の性質を持つ金融商品が増加しており、両者を区分することが非常に困難になっている。現行の会計基準は、金融商品が比較的単純なものばかりであった時代に公表されたものであり、経済の実態よりも法的形式を重視している²⁾。このような現行基準を近年増加する新たな金融商品に適用すると、経済の実態と法的形式が乖離する恐れがある。

このような問題に対応し、乖離を減少させ財務報告の改善を図るため、財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board、以下、FASB) は 2007年11月30日に予備的見解「資本の特徴を有する金融商品 (Preliminary Views: *Financial Instruments with Characteristics of Equity*: 以下、予備的見解)」を公表し、負債と資本の区分基準に関して様々な案を検討した。

予備的見解は FASB が独自に公表したものであり、IASB は関与していないが、負債と資本の区分に関しては、2006年2月に FASB と IASB から「国際財務報告基準と US GAAP のコンバージェンスへのロードマップ—2006年から2008年 (Memorandum of Understanding (MoU): *A Roadmap for*

1) 「資本」には「capital (資本)」、「equity (持分)」、「net asset (純資産)」等の表現があるが、本稿では「資本」と統一して論ずる。

2) FASB [2007], para. 5.

Convergence between IFRSs and US GAAP – 2006 to 2008) が公表され³⁾、多くの項目で両者がコンバージェンスを目指すことが確認されている。それを踏まえ IASB も独自に2008年2月にディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品 (Discussion Paper: Financial Instruments with Characteristics of Equity)」を公表しているので、FASB と IASB が目指す方向性は一致していると言え、この貸方区分に関する議論が今後わが国の会計基準になんらかの影響を与えるであろうことは疑う余地もない。

そこで本稿では、まず予備的見解公表の背景をまとめ、FASB が推奨していた基本的所有アプローチを概観し、さらに予備的見解公表の後、基本的所有アプローチの対案として検討された無期限アプローチ (perpetual approach) についても概観する。また、その上で、わが国にこれらの貸方区分基準が導入された場合、どのような影響が生じるかについての検討を行う。

II FASB 予備的見解の概要

2-1. 予備的見解公表の背景

予備的見解は、金融商品の負債と資本の区分について検討するために公表された。予備的見解では負債と資本の区分問題が近年一層重要視されるようになった理由として、①株式市場に厚みがあり流動性が高い場合、株式の発行と現金での支払いは相互に代替的となる、②法的には持分証券でも、償還可能なものや一定率の配当を投資家に期待させるような金融商品がある、③非公開企業においては、事業承継の計画や支配権維持のための償還条項が株式に付与されていることがある、④企業には自己株式の購入や売却について様々な動機がある、⑤ある1つの金融商品を発行した場合と同じ経済効果が得られるように異なる金融商品を別個に発行した場合、別個に発行された金融商品については異なる分類が要求される可能性がある⁴⁾、との点を挙げ、そのうち①が主たる理由であるとされている。

3) これは2009年にアップデートされている。

4) FASB [2007], para. 7.

予備的見解ではいかなる金融商品を資本とするのかを決定するものとして、基本的所有アプローチ (basic ownership approach)、所有・決済アプローチ (ownership-settlement approach)、REO アプローチ (reassessed expected outcomes approach: REO approach) の3種類が検討されており、その中でも基本的所有アプローチが望ましい区分方法であるとしている⁵⁾。その主な理由として、基本的所有アプローチが最も簡潔であり、財務情報利用者、作成者、監査従事者にとって理解しやすく、ストラクチャリングの機会を減らすことが出来るという点が挙げられている⁶⁾。

2-2. ストラクチャリングの効果

ストラクチャリングとは、金融商品の経済的実態を大幅に変えることなく、法的形式を変えることで金融商品の会計上の区分を経営者が操作することである⁷⁾。米国の現行基準では、現金決済の売建コール・オプションは負債に区分されるが、発行者が現金決済と株式決済を選択できる場合は資本に区分されるので、発行者が現金決済を前提としていても、契約に株式決済の条項を含めることで、資本に区分することができるということになる⁸⁾。また FASB 財務会計概念書第6号「財務諸表の構成要素 (Concepts Statement No. 6, *Elements of Financial Statements*)」では、金融商品を負債に区分するには経済的便益の犠牲を企業体に要求することが必要であるとされており、この定義が厳密に適用されるのであれば、企業体に自社株の発行を要求するいかなる義務も負債ではないとの結果になる。このように金融商品の形式に基づいた分類方法が、ストラクチャリングの機会の要素となっている⁹⁾。

予備的見解では、資本を増加させるストラクチャリングに対する懸念があるとしている。なぜ資本を増加させるストラクチャリングが問題となるので

5) FASB [2007], para. 16.

6) FASB [2007], para. 54.

7) FASB [2007], para. 6.

8) FASB [2007], para. 6.

9) FASB [2007], para. 7.

あろうか。

貸方区分の変更により、負債比率、自己資本比率など財務指標も変更されることになる。負債を減少させ、資本を増加させるように会計処理を行えば、これらの財務指標を操作することが可能なのである。このような会計処理により財務指標が健全なものとなれば、資金調達にかかるコストを低く抑えられると考えられるので、経営者が資本を増加させるインセンティブを持つであろう。また、金融機関における自己資本比率規制に対し、経済的実態がほぼ社債と同様の優先株を発行するであろうことも考えられる。

また、負債を調達した際に発生する関連コストは純利益の計算に含まれるが、株式による調達により発生した関連コストは純利益の計算に含まれない。また、包括利益の算定では負債が重要視される。つまり、負債の時価評価が義務付けられることになれば、負債と資本の区分は純利益の計算、包括利益の計算共に何らかの影響を及ぼすことになると考えられる。つまり、負債により資金調達を行うのではなく、株式による資金調達を行えば、資金の調達コストを純利益の計算から排除できるのである。例えば、株価収益率は投資家の判断材料として使用される財務指標である。負債による資金調達であっても、契約条件を変えて優先株式による資金調達とすれば、資金調達の関連コストである支払利息を計上しないことになるので、当期純利益を大きくすることができる。すると、株価収益率は小さくなるので、投資家に割安感を与えることが考えられる¹⁰⁾。予備的見解でも、負債と資本の区分は、自己資本比率等の財務比率に影響するが、企業の純利益を決定するということが最も重要であるとされている¹¹⁾。

以上より、ストラクチャリングとは資本を大きくする操作が主であると考えられ、この操作により、財務制限条項の為、また金融業では自己資本比率規制の為、財務的安全性をよりよく見せる為の資金調達コストの抑制や、財務指標の操作などが可能となるのである。

10) 大杉 [2009]、pp. 10-15. 参照。

11) FASB [2007]、para. 3.

Ⅲ FASB による主要なアプローチ—基本的所有アプローチ・無期限アプローチ—

3-1. 基本的所有アプローチの概要

当該アプローチは普通株式に代表される基本的所有金融商品（Basic Ownership Instrument）を最も基本的な株主持分の要素とするアプローチであり、FASBにより提示された代替的アプローチのなかで株主持分を最も狭義に捉えたものである。現在の財務報告における構成要素の議論は、資産負債観に基づいてなされており、負債と資本の区分という観点からは、負債を確定し資産と負債の差額を持分とする負債確定アプローチを支持しているといえるが、当該アプローチは、先に資本を確定し残りを負債とする資本確定アプローチといえるものであるといえる。

つまり、当該アプローチによると、基本的所有商品が資本に分類され、基本的所有要素と負債（または資産）の要素を併せ持つ金融商品は分解し、基本的所有要素のみが資本に分類される¹²⁾。基本的所有商品ではない全ての金融商品及び基本的所有要素でない全ての要素は負債（または資産）に分類されることになるのである¹³⁾。ここでいう基本的所有商品とは、以下の2つの特徴を持つ金融商品を指す¹⁴⁾。

- ①金融商品の保有者が、分類の決定を行う日に発行企業が清算すると仮定した場合、他のいかなる請求権に対しても優位性を持たない、発行企業の資産に対する請求権を有している。
- ②金融商品の保有者が、全ての優先的な請求権が満たされた後に残る発行企業の資産に対して一定割合に対する権利を有しており、当該保有者の取り分は、最も優先順位の低い請求権全てに対する割合に依存し、残余財産の金額以外には上限も下限ない。

12) FASB [2007], para. 17.

13) FASB [2007], para. 27.

14) FASB [2007], para. 18.

①の特徴は、社債等の他の金融商品から生ずる請求権に比べ、企業の資産について再劣後の請求権を持つ金融商品のことを意味する。また、優先か劣後かの判定においては、分類日に企業が清算を行うものと仮定することも示唆している。つまり、償還されることが予定されている金融商品でも、現時点で清算した場合に最劣後の請求権となるものは基本的所有商品とされることがある。またそれとは逆に、企業が継続する限り償還されない金融商品でも、他の金融商品よりも請求権が優先するならば基本的所有商品とはならず、負債に分類されることになる。②の特徴は、再劣後の請求権を持つ金融商品の保有者の同列を示したものである。また、金額の制限がないことにより、債権のように企業と所有者との間で約束されたキャッシュ・フローの金額が存在しないことも示している。

基本的所有商品の典型例は普通株式である。普通株式は、企業の清算を仮定した場合、社債権者や優先残余財産分配請求権を持つ株主の請求権を満たした後に残る純財産についてのみ、請求権を有する。また、米国では普通株式をクラス分けして発行することがあり、この場合、普通株式の中でも最も劣後する請求権を有するクラスに属する普通株式が基本的所有商品となる。

この基本的所有商品の多くが無期限であるが、強制的に、また保有者の請求によって償還されることが想定される金融商品であっても、以下の2点を満たせば基本的所有商品とされる¹⁵⁾。

①分類を行う日に清算が行われると仮定した場合に、当該金融商品の保有者に権利が与えられる純財産に対する純資産と償還額が同額である。

②他の基本的所有商品よりも優先順位の高い金融商品の請求権を毀損する償還は、金融商品の契約条項により禁止されることが定められている。

①では、企業の清算がおこなわれる場合の償還額は、償還が予定されていない金融商品と同様、純財産に対する持分割合により決定されることが示されている。また、②により企業の継続中に償還される場合において、他の金

15) FASB [2007], para. 20.

融商品の価値が減少するならば基本的所有商品に該当しないことが示されている。しかし、償還時や企業の清算による残余財産分配時に、固定の償還額もしくは最低償還保証額等の定めがある場合には、基本的所有商品に該当せず負債となる。

また、当該アプローチによると、全ての先物契約およびオプション契約は負債（または資産）に分類される。したがって、オプション契約または先物契約が基本的所有商品の授受を伴うものであっても、この分類が適用されることになる¹⁶⁾。公開市場において容易に取引可能な基本的所有商品により金融商品を決済することは、現金で金融商品を決済することと経済的な意味から同等であることより¹⁷⁾、予備的見解はこのようなオプション契約等を含め、全ての先物契約およびオプション契約を負債（または資産）として分類しているのである。

現行米国基準では、株式であれば優先劣後関係のみで負債と資本の区分が決定されることはない。しかし、財務会計基準書第150号『負債、資本及び両方の特徴を有する金融商品の会計（Statements of Financial Accounting Standards No. 150, “Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity.”: SFAS 150、これは現在 FASB-ASC Topic 480 とされている）』により強制償還株式は負債に区分されることになった。これは、強制償還されることは「ある特定日または決定可能な日もしくは特定の事象により、将来に資産の移転により決済を必要とする現在の義務を含む」という特徴を持つことになり、SFAC 6における負債の定義を満たすからである¹⁸⁾。

これに対し、基本的所有アプローチでは、優先株式であれば負債となり、法的な株式かどうかは区分の基準とはならない。そして、償還が予定されている普通株式も償還により他の商品の請求権を減少させるかによる判定が行

16) FASB [2008], para. 28.

17) FASB [2007], para. 69.

18) FASB [2003], para. B20.

われる。また、注目すべきはワラントやストック・オプションなどの株式決済型オプションである。これは、現行の会計基準において、原則資本として区分されるが、基本的所有アプローチによると負債として再評価されることとなる。

予備的見解においてこのような区分の提案を FASB が公表したのは、現行の会計基準があまりにも複雑化していることから、それを解消すべく、簡素化が最優先されるべきであるとの結論からである¹⁹⁾。

以上のように基本的所有アプローチは、負債と資本の区分を負債の定義に依存する現行の負債確定アプローチとは真逆の資本確定アプローチを採用しているといえる。

しかし、当該アプローチには資本の定義を「再劣後」という言葉の定義に依存せざるを得ないことから、依然として資本の定義が曖昧になるのではないかとの指摘もある²⁰⁾。

3-2. 無期限アプローチの概要

以上、FASB が予備的見解において推奨していた基本的所有アプローチを概観したが、次に予備的見解の提案する方法以外の貸方区分方法、特に無期限アプローチについて概観する。

FASB と IASB は負債と資本の区分問題に対し、共同プロジェクトを発足させているが、この FASB の予備的見解の公表の後、2002年2月に IASB が公表したディスカッションペーパーでは、基本的所有アプローチに対し、IASB は見解を述べていない。IASB のディスカッションペーパーにはコメントが多く寄せられたが、重要と考えられるものは、基本的所有商品に該当しない無期限商品の区分に対するコメントであり、典型的なものとして永久優先株式が負債に区分されることが挙げられる。永久優先株式が、現金や資産を引き渡す義務を負っていないのに負債に区分されることへの疑問や、永久

19) FASB [2007], para. 51.

20) AAA FRPC [2009], pp. 88-pp. 90.

優先株式は負債に区分されるのに、強制償還義務を有する金融商品が、償還されうる基本的所有商品の条件を満たせば、資本に区分されることへの疑問が寄せられたのである。また、永久優先株式が負債に区分されることで、負債比率などの財務指標に影響を与え、資金調達コストを増加させる恐れがあるのではないかとコメントも寄せられた²¹⁾。

そしてFASBとIASBは2008年10月に共同会議を開き、基本的所有アプローチの対案として無期限アプローチを提案した。そして、負債と資本の区分に関する議論は基本的所有アプローチ、無期限アプローチの2つのアプローチを基本として進めることに合意したのである。

無期限アプローチは、無期限商品を資本に区分し、資産の引き渡し、サービスの提供、金融商品の発行を企業に義務付けるような金融商品を負債に区分するアプローチである²²⁾。当該アプローチは、基本的所有アプローチの課題とされる基本的所有商品とされなかった無期限商品である永久優先株式を負債に分類する必要性から公表されたと考える。このアプローチの特徴は、負債と資本の区分方法が現行の米国基準やIFRSに比べ簡潔であり、優先株式が資本に区分されるので、優先株式が負債に区分されることによる問題点を回避できる点である。

しかし、全ての無期限商品が資本として区分されることとなり、償還の可能性が高い場合でも、当該償還が契約上の義務ではない金融商品は資本に区分される。例えば、時間の経過とともに配当が増加する累積型永久優先株式のように、契約上は償還義務がなくても、経済的に償還が強制されるようなものは、資本に区分されるのである²³⁾。また、強制的、または保有者のオプションにより償還される金融商品が負債とされるため、このような商品のみを発行する企業には例外規定を設ける必要性があり、もしこのような例外規定を設けなければ、当該企業は無資本ということになるのである。

21) 大杉 [2009]、pp. 28-32. 参照。

22) 福島・吉岡 [2010]、p. 25.

23) 福島・吉岡 [2010]、p. 26.

図表 1 基本的所有アプローチと無期限アプローチの比較

	基本的所有アプローチ	無期限アプローチ
アプローチの概要	最劣後の請求権であり、金融商品の保有者が企業の純資産に対する割合的持分を有するのであれば、当該金融商品は資本に区分される。	決済方法に関する定めがなく、金融商品の保有者が企業の清算時に残余財産に対する取り分を有するのであれば、当該金融商品は資本に区分される。
負債の定義	基本的所有商品の保有者に割り当てられる純資産を減少させるような請求権。	資産を犠牲にする現在の義務、経済的価値の流出をもたらす可能性のある outcome。
メリット	簡潔であり、「経済的強制」の問題がない。	簡潔であり、基本的所有アプローチに対する「償還されない金融商品が負債に区分される」との批判を解決できる。また、負債の定義が概念フレームワークと整合的。
デメリット	負債に区分される償還されない金融商品の測定の問題や、負債の定義との整合性の問題を解決する必要がある。例外を設ける必要がある。	「経済的強制」の問題があり、例外を設ける必要がある。

(出所) 大杉 [2009]、p. 25 図表を加筆修正。

IV 2つの貸方区分方法によるわが国会計への影響

本節では、前述した基本的所有アプローチおよび無期限アプローチをわが国制度会計に導入した場合、いかなる影響が考えられるかについて検討を行う。

わが国会社法では、様々な種類株式の発行を認めている。これらの種類株式が基本的所有アプローチや無期限アプローチの下では、どのように取扱われるだろうか。ここでは、①利益剰余金の配当について他の株式よりも優先または劣後させる優先配当株式、②会社の残余財産の分配を他の株式よりも優先または劣後させる優先残余財産分配請求権付株式、③株主が会社に対してその株式の取得を請求することができる旨が株式の内容として定められている取得請求権付株式、④一定の事由が生じた場合、それを条件として、会

社がその株式を取得することができる旨が株式の内容として定められている取得条項付株式について考察する。そして、負債と資本との区分において大きな争点である株式決済型コール・オプションの取り扱いについても検討を行う。

①優先配当株式（会社法108条1項1号）

基本的所有アプローチの場合、優先配当株式は予備的見解の付録²⁴⁾における永久優先株式（Perpetual preferred share）に該当すると考えられるので、負債に区分され、株主資本の部から除外されることになる。

無期限アプローチの場合、優先配当株式は普通株式への転換権が付されていない場合、決済が予定されないと見なされ資本に区分される。ただし、その年度の配当額が所定の優先配当額を下回った時、その不足額を次年度以降に累積させることが可能な累積型優先配当株式の場合、事実上償還をしなくてはならない状況が考えられるが、このような金融商品の取り扱いに対して未解決である。

②優先残余財産分配請求権付株式（会社法108条1項2号）

基本的所有アプローチの場合、優先残余財産分配請求権付株式は残余財産の分配が普通株主よりも優先的になされることから、最劣後の請求権を持つ主体には該当しないことから、基本的所有商品の要件を満たさず、また①同様、予備的見解の付録における永久優先株式に該当すると考えられることから負債に区分され、株主資本の部から除外されることになる。

ただし、当該株式には参加型と非参加型がある。参加型とは、一定額の優先分配請求権に加え、さらに余った純資産額がある場合には普通株式と同様に分配してもらえると権利が付与されている残余財産分配請求権付株式をいう²⁵⁾。一方、非参加型とは、一定額の優先分配請求権のみが設定されており、余った純資産があってもそこからの分配は認められない株式をいう²⁶⁾。

24) FASB [2007], Appendix C.

25) 秋坂 [2009]、p. 110.

26) 秋坂 [2009]、p. 110.

参加型の場合、普通株式の残余財産分配請求権は基本的所有要素と考えられ²⁷⁾、当該株式は負債要素と基本的所有要素とに分解する必要がある。この場合、当該株式の発行時における優先的な残余財産分配請求権の公正価値が負債要素となり、残りが基本的所有要素として資本に分配される。もし、この公正価値が割引現在価値で評価されるならば、その公正価値はほぼゼロに近い値となり、当該株式のほとんどが基本的所有要素になる。一方、非参加型の場合、当該株式には基本的所有要素はなく、取引価格全額が負債に分類される²⁸⁾。しかし、参加型もしくは非参加型かによりこのような会計処理の違いを設けなくてはならないほど、経済的実態に相違があるかについては疑問である²⁹⁾。

無期限アプローチの場合、優先残余財産分配請求権付株式は普通株式への転換権が付されていない限り、決済が予定されていないため資本に分類される。

③取得請求権付株式（会社法2条18号）

基本的所有アプローチの場合、取得請求権付株式は第3節3-1.で述べたように、予備的見解 para. 20. の要件³⁰⁾に合致するものを資本に区分する。取得請求権付株式は、取得請求日における分配可能額を超過する償還が禁止されているので³¹⁾、予備的見解 para. 20. における2つ目の要件を満たしているものと考えられる。そして、1つ目の要件に対する判断は、償還請求金額が固定額か公正価値かにより異なることになる。償還請求金額が固定額とさ

27) 参加型の場合、普通株式の残余財産分配請求権の対象となる残余財産に対しても普通株式と同じ内容の分配請求権が認められることになり、この請求権が基本的所有要素と考えられ、優先性がある残余財産分配請求権は負債要素と考えられるのである。

28) この場合、普通株式の残余財産分配請求権の対象となる残余財産に対する分配請求権が認められていない。

29) 秋坂 [2009]、p. 110。

30) 詳しくは第3節を参照。ここでいう条件とは①分類を行う日に清算が行われると仮定した場合に、当該金融商品の保有者に権利が与えられる純財産に対する純資産と償還額が同額である。②他の基本的所有商品よりも優先順位の高い金融商品の請求権を毀損するような償還は、金融商品の契約条項により禁止されることが定められている。の2点である。

31) 会社法166条1項。

れている場合、保有者が所有権を持つこととなる発行者の純資産に対する取り分と同額であるとはいえ、1つ目の要件を満たさない。さらに、債権者などの他の請求権者の請求権を毀損する可能性があるので、2つ目の要件も満たさないこととなる。

一方、償還請求金額が償還請求時の公正価値または公正価値に近似するように設計されていれば、保有者が所有権を持つこととなる発行者の純資産に対する取り分と同額であると考えられ、1つ目の要件も満たすといえる。

つまり、固定額で償還される取得請求権付株式は基本的所有商品には該当せず、負債に計上されることとなり株主資本の部からは除外される。そして公正価値で償還される取得請求権付株式は、基本的所有商品に該当し、資本に計上されることとなるのである³²⁾。

無期限アプローチの場合、取得請求権付株式は将来決済が予定されるため、決済方法や決済金額が固定額、公正価値にかかわらず負債に分類される。

④取得条項付株式（会社法2条19号）

基本的所有アプローチの場合、取得条項付株式は取得請求権付株式と同様、償還される可能性のある基本的所有商品として、2つの要件に該当するかどうかにより貸方項目を決定することになる。取得条項付株式も分配可能額による規制があるため³³⁾、2つ目の要件を満たしていると考えられる。また、償還金額が固定額とされている場合、残余財産が償還金額を下回っていても固定額で償還されるため、保有者が所有権を持つこととなる発行者の純資産に対する取り分と同額であるとはいえ、1つ目の要件を満たさない。さらに、債権者などの他の請求権者の請求権を毀損する可能性があるので、2つ目の要件も満たさないこととなる。

一方、償還請求金額が償還請求時の公正価値または公正価値に近似するように設計されていれば、保有者が所有権を持つこととなる発行者の純資産に対する取り分と同額であると考えられ、1つ目の要件も満たすといえる。

32) 取得請求権付株式はプッタブル金融商品に類似するものである。詳しくは池田 [2006]。

33) 会社法170条5項。

つまり、固定額で償還される取得条項付株式は基本的所有商品には該当せず、負債に計上されることとなり、公正価値で償還される取得請求権付株式は基本的所有商品に該当し、資本に計上されることとなるのである³⁴⁾。

無期限アプローチの場合、取得条項付株式は将来決済が予定されるため、決済方法や決済金額が固定額、公正価値にかかわらず負債に分類される。

⑤株式決済型コール・オプション（新株予約権）

株式決済型コール・オプションに該当するものとして、ストック・オプション（わが国では新株予約権により活用）があげられる。わが国会計基準によると、新株予約権は純資産の部の株主資本の部以外の項目に分類される。

しかし、基本的所有アプローチにより分類した場合、新株予約権とストック・オプションは負債に分類され、公正価値により再評価されることになる。これは前述の通り、予備的見解の公表理由に会計基準の簡素化という点から、もし今後新たな金融商品が開発されることがあっても、会計基準を新しく開発する必要がなく、会計基準を実務に適用する際も困難さを伴わないという利点がある³⁵⁾。ただし、1円の新株予約権については通常、権利行使されることから、事実上の基本的所有商品として資本に計上される³⁶⁾。

一方、無期限アプローチによれば、新株予約権は決済が予定されるので、負債に分類されると思われる。また、1円の新株予約権についても、事実上基本的所有商品ではあるが、一度は決済されるものであることから負債に計上されると考えられる。

以上、2つの貸方区分方法がわが国に導入された場合、現在わが国で発行

34) 取得条項付株式はコーラブル金融商品に類似するものである。しかし、FASB [2007], Appendix C では、取得請求権付株式とプッタブル金融商品は同一の貸方区分とされているのに対し、取得条項付株式は償還金額の相違により貸方区分が異なり、一方コーラブル金融商品は償還金額の相違に関係なく、常に資本に分類されることとされている。

35) 山田 [2009], p. 378.

36) 秋坂 [2009], p. 112。しかし、基本的所有アプローチでは、新株予約権が1セントオプションとして発行されたかどうかにより、新株予約権が負債か資本かに分類されるが、わが国会計基準では、新株予約権が区分して表示されることはないので、この点では処理が異なるといえよう。

されている多くの種類株式および新株予約権は負債に分類される可能性が大きいと考えられる。極端に言えば、基本的アプローチは資本に分類される金融商品をほぼ普通株式に限定しているといえるので、わが国に当該アプローチが導入された場合、株主資本の部に計上される金融商品はごく限られたものになる。また、無期限アプローチによっても基本的アプローチほどではないが、それでも現在よりも株主資本の部が限定されたものになることには変わりない。以上をまとめたものが図表2である。

図表2 日米基準および各アプローチによる主な金融商品の分類比較

金融商品	日本基準	基本的所有 アプローチ	無期限 アプローチ	米国基準
普通株式	資本	資本	資本	資本
(永久) 優先株式	資本	負債	資本	資本
取得請求権付 株式	資本	公正価値償還 →資本 固定額償還 →負債	負債	資本 (ただし償還が 確実になった場 合は負債)
取得条項付 株式	資本	基本的には資本。ただし、一定の事由発生等 経営者のコントロール 外の事象により償還さ れるものは、 公正価値償還 →資本 固定額償還 →負債	負債	資本 (ただし償還が 確実になった場 合は負債)
新株予約権	純資産	負債	負債	資本
ストック・ オプション	純資産	負債	負債	資本
1円ストック・ オプション	純資産	資本	負債	資本

(出所) IASB [2008], Appendix A を参照に作成。

V おわりに

以上、本稿では、FASBで議論されている基本的所有アプローチを手がかりとして、負債と資本の区分問題を考察した。元々、FASBにおける負債と資本の区分は、SFAC 6の規定に依拠し、資産と負債を確定してから残余持分として資本を捉える負債確定アプローチを採っている。しかし、近年、金融商品の多様化に伴い、残余持分としての性質は持たないが、負債としての債務性も持たない発行金融商品が出現している。それらの項目は、負債に区分するか、資本に区分するかによって取り扱いが異なり、利益計算にも影響を及ぼすといえる。

こうした負債と資本の区分に関する問題に対し、FASBは、予備的見解等を公表して、資本確定アプローチの考えを取り入れた負債と資本の区分アプローチを提唱している。その中でも、予備的見解において推奨された基本的所有アプローチは、負債確定アプローチを基本とせず、資本確定の観点から議論された考え方として注目されていたため、本稿でもこのアプローチを中心に検討を行った。また、基本的所有アプローチの対案として提案された無期限アプローチについても検討を行った。

また、これらの貸方区分方法が、わが国の会計処理にどのような変化をもたらすかについて考察した。基本的所有アプローチを導入した場合、資本が非常に狭く解釈されるため、現在企業が資本として区分している多くの種類株式が負債に分類されることになる。また、無期限アプローチを導入した場合も、償還請求権が付与されている種類株式などは負債に分類されるであろうことを確認した。

これら貸方区分方法の導入は、資本を限られたものにするため、資金調達方法も同時に限られたものになってしまうと考えられる。そのため、今後経営再建を行う企業や資本増強を図る企業、新規事業を目指す企業等にとって、資金調達方法が制限されてしまうという恐れがあるのではないだろうか。

このように、新たな貸方区分方法を導入すると、現在の制度会計に様々な

問題をもたらすと考えられる。実際に、基本的所有アプローチが提案された後の FASB と IASB の議論を概観しても、従来からの負債確定アプローチを放棄することに対する批判が強かったことから³⁷⁾、結局負債確定アプローチを中心として資本確定アプローチを取り入れる議論を進める方向を採ろうとしている³⁸⁾。負債確定アプローチにより負債を経済的便益の犠牲を要する義務として定義し、それに整合するように資本を定義するならば、「経済的便益の犠牲を要する義務を負わない請求権」³⁹⁾として定義すればよいとも考えられるが、このような定義は現在の制度上、実務上なされておらず、資本は「出資者や株主の請求権である」との考え方が、定着しているといえよう⁴⁰⁾。

すでに定着した概念を変更することは決して容易ではない。しかし、負債確定アプローチとともに規範的な資本概念の確定を検討することは、1つのまとまった会計システムの確立に対して一定の貢献をするであろう。したがって当プロジェクトは現在凍結された状態にあるが、今後も負債と資本を明確に区分するための検討をさらに慎重に行う必要がある。

(筆者は関西学院大学商学部助教)

【参考文献】

- ・ American Accounting Association Financial Reporting Policy Committee (AAA FRPC) [2009], Response to the FASB's Preliminary Views on Financial Instruments with the Characteristics of Equity, *Accounting Horizons* 23(1), pp. 85-pp. 100.
- ・ FASB [1976], Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and*

37) 池田 [2010]、p. 69.

38) 予備的見解公表後も IASB と FASB の共同会議においてアプローチ 4、アプローチ 4. 1 といった様々なアプローチが検討され続け、負債と資本の区分に関する提案が二転三転していた。提案されたアプローチそれぞれになんらかの問題点が存在し、それらと整合的な負債および資本の定義を定めることは非常に困難である。そしてリソース不足から2010年10月の会議において当プロジェクトの凍結が決定された。

39) 池田 [2010]、p. 70.

40) 例えば、新株予約権を負債であるとの主張は、それが支払い義務であるからという理由ではなく、出資者や株主の請求権に該当しないと考えられているからである。

- Their Measurement*. 津守常弘監訳 [1997]、『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社、1997年。
- ・ FASB [1985], SFAC 6, “Elements of Financial Statements”. 平松一夫・広瀬義州訳 [2002]、『FASB 財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社。
 - ・ FASB [1990], Discussion Memorandum, *Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*.
 - ・ FASB [2000a], Exposure Draft, *Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, Both*.
 - ・ FASB [2000b], Exposure Draft, *Proposed Amendments to FASB Concepts Statement No. 6 to Revise the Definition of Liabilities*.
 - ・ FASB [2003], Statements of Financial Accounting Standards No. 150, “Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity.”
 - ・ FASB [2007], Financial Accounting Series: Preliminary Views, *Financial Instruments with Characteristics of Equity*.
 - ・ FASB [2008], *Financial Instruments with Characteristics of Equity Comment Letter Summary*. (http://www.fasb.org/fi_characteristics_of_equity_cl_summary.pdf)
 - ・ FASB [2009], *Financial Instruments with Characteristics of Equity*, Minutes of the March 16, 2009, Board Meeting.
 - ・ IASB [2008], Preliminary Views on Financial Statement Presentation: Discussion Paper, *Financial Instruments with Characteristics of Equity*.
 - ・ Storey, R. K. and S. Storey [1998], FASB Special Report, *The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*. (勸企業財務制度研究会訳 [2001]、『財務会計の概念および基準のフレームワーク』中央経済社。
 - ・ 相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔著 [2006]、「論点解説 新・会社法」商事法務。
 - ・ 秋坂朝則稿 [2009]、「会計上の負債と払込資本の区分をめぐる国際的な動向とわが国への適用可能性について」『金融研究』第28巻第1号（3月）、pp. 99-117。
 - ・ 池田幸典稿 [2001]、「負債・持分の区分基準の展開とその理論的含意—FASB 1990年討議資料を中心に—」『経済論叢』第168巻第3号（9月）、pp. 30-46。
 - ・ 池田幸典稿 [2006]、「負債・持分の区分の基準の諸相」『高崎経済大学論集』第48巻第4号（3月）、pp. 143-156。
 - ・ 池田幸典稿 [2008]、「負債と資本の区分」（石川鉄郎・北村敬子編著 [2008]、「資本会計の課題 純資産の部の導入と会計処理をめぐって」中央経済社所収。）
 - ・ 池田幸典稿 [2010]、「金融商品会計における負債と持分の区分規準の変容—IASBとFASBの共同プロジェクト「持分の性質を有する金融商品」を中心に—」『産業経理』第70巻第1号（4月）、pp. 63-72。
 - ・ 大杉謙一稿 [2009]、「負債・資本の新区分と会社法」、IMES Discussion Paper Series 2009-J-4、日本銀行金融研究所。
 - ・ 梶田龍三稿 [2009]、「米国における資本会計の新局面」『大分大学経済論集』第60巻第

- 4・5号(1月)、pp. 177-206。
- ・川村義則稿 [2004]、「負債と資本の区分表示と資本利益計算」『季刊 企業と法創造「特集シンポジウム」』第1巻第3号(11月)、pp. 141-147。
 - ・川村義則稿 [2010]、「企業会計上の資本概念の再考」、IMES Discussion Paper Series 2010-J-4、日本銀行金融研究所。
 - ・企業会計基準委員会 [2006]、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」(12月28日)。
 - ・桑野正行著 [2008]、「アメリカ会計理論発達史—資本主義理論と近代会計学の成立」中央経済社。
 - ・徳賀芳弘稿 [2003]、「負債と資本の区分—代替的アプローチの考察」『企業会計』第55巻第7号(7月)、pp. 18-25。
 - ・徳賀芳弘稿 [2008]、「負債・資本の区分をめぐる論点」『企業会計』第60巻第1号(1月)、pp. 73-79。
 - ・中野常男著 [1992]、「会計理論生成史」中央経済社。
 - ・福高隆・吉岡佐和稿 [2010]、「企業会計上の資本概念の再構築に向けた一考察—関連領域における資本概念を踏まえた試論—」、IMES Discussion Paper Series 2010-J-3。
 - ・藤井秀樹著 [2007a]、『制度変化の会計学—会計基準のコンバージェンスを見ずえて』中央経済社。
 - ・藤井秀樹稿 [2007b]、「新会計基準における会計思考の展開—資本等式の理論的含意の検討を手がかりとして—」『産業経理』第67巻第3号(10月)、pp. 34-41。
 - ・古市峰子稿 [2006]、「会社法制上の資本制度の変容と企業会計上の資本概念について」『金融研究』第25巻第2号(8月)、pp. 187-222。
 - ・山田純平稿 [2009]、「負債・持分識別問題の新展開と資本金会計」『會計』第175巻第3号(3月)、pp. 374-387。
 - ・吉井一洋・鈴木利光稿 [2009]、「負債と資本の区分の見直し—種類株式・新株予約権・複合金融商品への影響」『DIR Market Bulletin』No. 19、新春号(1月)、pp. 102-133。
- 【ウェブサイト】**
- ・企業会計基準委員会 [2005]、「6. 負債と資本の区分」『IASB 会議 IASB 会議報告(第44回会議)』(3月)。(http://www.asb.or.jp/html/iasb/minutes/20050315_044.php)
 - ・企業会計基準委員会 [2008]、「IASB 会議報告(第75回会議)」(1月)。(www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/minutes/20080122_075.pdf)